

## Q12

### 宗教による暴力もあるのですか。

宗教的過激主義からくる女性への暴力は、世界の多くの社会で見られるやっかいな現象です。これは一つの宗教や一つの集団をなす国々にのみ限定されるのではなく、多くの国でさまざまな形で存在します。

いうまでもなく、世界の宗教はすべて人権保護の精神に立っていることは認めるべきであり、人為的な慣習や慣行が宗教に名を借りて、女性に差別的になることがあるわけです。したがって、この問題は宗教の教義をうんぬんすべきではなく、特定の人為的慣行がもたらす結果として女性への暴力が見られる場合、それをなくするための措置が講じられるべきです。

女性への暴力撤廃宣言は、「国は女性への暴力を非難し、かつその責務を逃れるために習慣、伝統、宗教的配慮を引き合いに出すべきではない」(第4条)と述べています。

最近おきた宗教的過激主義が招く女性への暴力について、国連特別報告者のラディカ・クマラスワミ氏は、アフガニスタンのタリバン支配地域での女性の状況、パキスタンで施行されているハダド法に述べられているジナの罪をあげています。ハダド法の下ではレイプの立証はほとんど不可能であり、立証されたとしてもその女性は姦通や姦淫の罪に問われます。

公衆の面前での鞭打ちや石投げ、未亡人の殉死(サティ)なども宗教に名を借りた慣行です。キリスト教原理主義もある種の女性への暴力を正当化する風潮を作り出しています。アメリカの最高裁判所は一定の条件の下で人口中絶を受ける権利を憲法で保証されているとしていますが、この権利を行使する女性に暴力をふるうことを正当化するキリスト教集団があります。

## Q13

### 国家が犯す「女性に対する暴力」とはどのような意味ですか。

監禁状態(拘禁施設や刑務所など)にある女性への暴力は、いたるところで見られる現象です。政府の役人、警察官、軍人、施設の管理者が、外から見えない上にまったく不平等な条件を利用して、暴行・虐待を加えながら、責任を逃れています。アムネスティ・インターナショナルは、世界中の留置場で監禁中の女性数千人が日常的にレイプされていると報告しています。

内戦であれ国際紛争であれ、武力紛争下での女性や少女に対するレイプは、国際人道・人権法の重大な違反です。しかし、歴史的にみると戦争犯罪の中でレイプはもっとも非難されることの少ない犯罪でした。ジュネーブ条約(1949年)は、「女性はその名誉に対するいかなる攻撃、とりわけレイプ、強制売春、または強制猥褻行為から守られなければならない」(24条)と述べています。1993年の世界人権会議で採択された「ウィーン宣言及び行動計画」は次のように述べています。

「武力紛争下での女性の人権侵害は国際的人権および人道法の基本原則に対する侵害である。特定の殺人、組織的レイプ、性奴隷、強制妊娠を含むこの種の侵害はすべて、特別の有効な対応を必要とする」(第II項38節)

にもかかわらず、ごく最近まで戦時下におけるレイプ問題については沈黙が続きました。しかし、第二次世界大戦から50年余を経て、日本軍に「従軍慰安婦」として利用された韓国女性生存者がはじめて沈黙を破って自分たちの体験を公に語り始めました。日本軍がいわゆる「慰安所」と呼ばれる施設で兵士たちへ性行為させた「慰安婦」の総数を知りうるような包括的な資料は存在しません。しかし、「慰安婦」制度の被害者は、さまざまな形態で長年にわたりおびただしい数にのぼったと推測されています。また、今日、国境を越えて難民となり、あるいは国内避難民となった女性は数千万人に上ります。難民人口のほぼ80%は女性と子どもであり、難民共通の問題に加えて、性による差別や暴力にさらされ、搾取、レイプ、誘拐、殺人の犠牲にされやすい状況に置かれています。その上、難民キャンプにたどりついて、常にレイプの恐怖から逃れることができません。

## Q14

女性が女性であることが、なぜ暴力に結びつくのですか。

暴力の行使は、社会が期待する、家庭での男性の役割の延長線上にあると言えます。つまり、女性に対する虐待は、男性の力の誇示であり、また一定の社会的関係の結果とみなすことができます。この関係では、女性は男性より下の地位におかれ、男性に尽くす義務があり、男性に保護される必要があるとされているのです。

暴力の根源は社会構造の中にあり、またジェンダー（社会的・文化的性差）による不平等と関連する価値、伝統、慣例、習慣など複雑な組み合わせの中にあります。女性に対する暴力は、男性の方が優れており、男性と暮らす女性は男性の所有物であって男性は自分の思い通りに扱うことができるという、多くの文化で見られる観念の産物といえます。

女性に対する暴力の根絶を目指した国際文書である「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」は、以下のように女性が女性であることが暴力に結びつくことを述べています。

「女性に対する暴力は、男女間の歴史的に不平等な力関係の現われであり、これが男性の女性に対する支配及び差別ならびに女性の十分な地位向上の妨害につながってきた」さらに「女性に対する暴力は、女性を男性に比べ隷属的な地位に強いる重要な社会的機構のひとつである」



### シェルター

DVから逃れてきた女性や子どもたちが、安心して心と体を休め、新たな人生を歩み出すための準備をするところです。そのためには、精神的、法的、経済的に様々なサポートが必要です。欧米では1980年代から、日本でも1990年代から民間女性団体が積極的に取り組んでいます。DV防止法成立前の調査でシェルターは国内に約20箇所、現在その数はさらに増えています。

## Q15

女性と男性が平等である社会では、暴力は防げるのですか。

女性に対する暴力をなくすには、女性の人権が尊重され、男性と女性の平等が確立することがもっとも早道です。「国連女性の10年」のプロセスで、1985年世界女性会議が性暴力を開発にかかわる問題として初めて打ち出して以来、世界各国でこの問題は政治的問題として取り上げられてきました。虐待の被害者となった女性のためのシェルター（緊急避難所）が設けられ、カウンセリングや市民のための啓発活動も活発に行われるようになり、女性の権利を守り、拡大する新しい法律が制定・施行されるようになりました。

日本の「男女共同参画社会基本法」の3条は、「男女共同参画の促進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱い（直接的には性別による差別的取扱いをするものではないが、その結果として、男女のいずれか一方に対し差別的効果をもたらすこととなる取扱いを含む。第十七条において同じ。）を受けないこと、男女が個人としてその個性と能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が確立されることを旨として、行われなければならない。さらに男女共同参画の促進に当たっては、女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立に欠くことのできないものであることにかんがみ、性犯罪、売買春、夫からの暴力その他あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的な取組がなされなければならない」

国際社会の公の認識として、性暴力は女性の権利を根本的に侵害するものであることが確立されました。こうした動きが女性に対する暴力の歯止めになっていることは確かですし、より民主化された社会では女性の人権に対する配慮も行き届いているといえます。

とは言え、女性への暴力は世界のどこにおいても、依然として隠された問題であり、その規模もかなり過小評価されているという現実を見過ごしにはできません。

## Q16

とくに暴力にさらされやすい女性たちがいるのですか

売春という職業には社会的烙印が押されているため、売春婦（セックスワーカー）はポン引きやマネジャーだけでなく警察など法律を執行する側によるレイプなどの虐待にもさらされています。性行為感染症（STD）など健康の危険も大きく、とくにHIV/エイズ感染は深刻な問題となっています。女性や少女の人身売買の規模や内容は、性産業でおきている虐待や搾取の性質を知る重要なバロメーターです。

国の内外を問わず、女性の出稼ぎ労働が増えています。出稼ぎ労働者の種類はさまざま、熟練労働者（看護婦、秘書、教師など）から未熟練労働者（家事労働者、ウェイトレス、工場労働者）にまでわたります。出稼ぎ女性に対しては、パスポートや書類を取り上げる、賃金の不払い、雇用主による身体的虐待、警察官など保護する側によるレイプといったケースが、とくに中東で働くアジア人女性について報告されています。

### 性行為感染症（STD）

STDは女性にとって骨盤炎などの重大な合併症を起こし、不妊の原因となっています。梅毒、淋病、クラミジア症は妊娠や出産時に新生児に感染を起こす可能性もあります。また、眼の疾患や肺炎などにより流産や死産になることが多く、HIVに感染する危険性も増大すると指摘されています。上位4疾患（梅毒、淋病、クラミジア症、トリコモナス症）について調査したところ、1995年の発生件数は3億3300万人。（WHO調査）

## Q17

国連が「女性に対する暴力」と取り組む理由、背景はどこにあるのですか。

国際連合は1945年10月に発足して以来、女性の地位向上と人権を主要な柱に掲げてきました。1948年に採択された「世界人権宣言」は、「市民のおよび政治的権利」（「自由権」）と「社会的、経済的および文化的権利」（社会権）を明確に打ち出し、私たち人間が人間として生活し、生きていくために必要な権利、すなわち万国共通の基本的な人権および自由を確立しました。

さらに1986年には「発展・開発の権利」が基本的人権として新たに加えられました。

1993年、国連世界人権会議で採択されたウィーン宣言及び行動計画は、「女性の権利は人権である」と明記し、同年12月には「女性に対する暴力撤廃宣言」が国連総会で採択されました。さらに、1995年9月、北京で開催された「第4回世界女性会議」は、「行動綱領」の12項目の重大問題領域のひとつとして女性に対する暴力が掲げられ、戦略目標として、以下の3点が挙げられました。

- ・女性に対する暴力を防止し根絶するために、総合的な対策を取ること
- ・女性に対する暴力の原因及び結果ならびに予防法の効果を研究すること
- ・女性の人身売買を根絶し、売春及び人身売買による暴力の被害女性を支援すること。

国連のこうした一連の取り組みを促進させてきた力として、世界中で女性問題と取り組む草の根の女性たち、NGOネットワークの広がりと同じの会議などの後、各国政府の行動計画の策定とその監視（モニタリング）が果たした役割は非常に大きいと言えます。

さらに、1989年の冷戦体制の崩壊以来、各国で民主化が進み、あらゆる人々の人権への配慮が進んだことも見逃せません。

## Q18

国際社会はどのような対応を取っているのですか。

1994年、国連では人権高等弁務官が任命され、人権委員会は、女性に対する特別報告者を任命しました。特別報告者には以下の三つの領域についての情報と資料の提供、その対応、国際レベルで講ずべき措置、方法、手段の勧告などが求められました。

- (a) 家族内の暴力(家庭内暴力、伝統風習、幼児殺し、近親姦などを含む)
- (b) 社会における暴力(レイプ、性的暴行、性的嫌がらせ、女性の人身売買など商行為としての暴力、労働搾取、ポルノ、女性出稼ぎ労働者などを含む)
- (c) 国家による暴力(拘留および保護管理下の暴力ならびに武力紛争の状況下に置かれた女性や難民女性に対する暴力)

さらに、この決議において、委員会は家族内や社会一般の性暴力ならびに国家が犯したあるいは許容したジェンダーに基づく暴力の根絶も求めていると同時に、女性に対する暴力行為に関して、それが国家によるものであれ個人が犯したものであれ、適切かつ有効な行動をとる義務が政府にあることも強調しています。

女性に対する暴力に関して、人権委員会が特別報告者を任命したことは、女性の人権を人権活動の柱の一つにする方向への重要な一歩となりました。

女性に対する暴力の根絶については、さらに、各国政府、国連諸機関、NGOのほか、欧州人権裁判所、米州人権裁判所、国際移民機構、国際刑事警察機構、国際刑事裁判所などの専門機関やその他の機関がおのの専門分野で取り組んでいます。

## Q19

「女性に対する暴力」をなくすための国際条約や地域協定はありますか。

「女性に対する暴力撤廃宣言」(1993年)は、女性への暴力だけを対象とする初の国際的人権文書です。ここでは女性への暴力が女性の人権と基本的自由を侵害し、損ないあるいは無効にするものであると明言されています。また、この宣言の第1条で、女性に対する暴力が明確かつ包括的に定義されました。世界人権会議が採択したウーン宣言及び行動計画も女性に対する暴力を重視しています。

国際条約としては「女子差別撤廃条約」(1979年)、拷問等禁止条約(1987年)、子どもの権利条約(1999年)があります。

地域協定としては、1994年6月、米州機構総会が採択した「女性への暴力の防止、処罰、廃絶に関する条約」(ベレン・ド・パラ条約)があります。この第1条は女性への暴力を「公的と私的領域を問わず、女性に死なないし身体的性的心理的害や苦しみをもたらす、ジェンダーに基づくあらゆる行為ないし行動」と定義しています。第10条では条約当事国に対し、女性への暴力を防止し禁止するため、また暴力を受けた女性を助けるために取った措置、こうした阻止を講ずる際の困難、女性への暴力を助長する要因などを、米州女性情報委員会に提出する報告書にふくめることを義務づけています。さらに、米州人権委員会に対する個人の請願権や非政府機関による苦情申し立ての権利も認めています。



### 子どもの権利条約

一般に『子どもの権利条約』と呼ばれているこの条約は、日本では『児童の権利に関する条約』として平成6年(1994年)5月に批准されました。日本は世界で158番目の批准国です。

## Q20

### それぞれの国は どういう責任・責務をおっているのですか。

女性への暴力は国際社会を悩ませてきた問題、すなわち個々の市民の行動に対する国家の責任、という問題にはっきり焦点をあてています。国家の責任は国ないしその機関が直接責任を持つ行動に限られるとする厳密な法的解釈がこれまでなされてきました。その場合、保護管理下にある女性、拘留されている女性、武力紛争下にある女性の問題が国家に関係があることとなります。

一方、家庭内暴力、レイプ、セクシュアルハラスメントなどは個人の行為とみなされ、国家の「人権」責任を越えるものとされてきました。

しかし、近年になって女性の人権が国際人権法の不可欠の部分と明言され、女性への暴力は人権侵害であり、国家に説明義務があることが明確になりました。従って、国家には国際人権法という枠組みの一部として、これらの人権を守る国際的責務があります。

「海賊」や「国際的戦争犯罪者」を除くと、民間の個人や機関は一般的に国際人道法に拘束されません。しかし、国家は個人の行為から発した侵害であっても、国際的責務を果たさない場合は責任を問われます。個人による女性の人権侵害について国家の責任を問うことは、国際的慣習法が先行しています。国家は以下の場合において個人の行為ないし不作為に対し法的責任があります。

- (a) その個人が国家の要員である場合
- (b) 条約の義務条項で対象とされた個人的行為
- (c) 個人が犯す不法行為に国家が共謀した場合
- (d) 個人を管理することにおいて国家が相当の注意を怠った場合

「相当な注意」は、個人による人権侵害に対する国家の責任を問う尺度として認められています。

女性への暴力撤廃に関する国家の責務は、女性への暴力撤廃宣言第4条に包括的に述べられています。国家は女性への暴力を非難する義務があり、慣習や伝統ないし宗教を引き合いに出してこの責務を回避すべきではなく、女性への暴力を廃絶する政策を採用すべく「適切な手段」を「遅れることなく」追求するべきだと言います。第4条に明記されたその他の国家の責任は以下のとおりです。

- (a) あらゆる形態の女性への暴力撤廃条約の批准
- (b) 暴力の被害者に有効な正義が行われるように法律や行政面の機構を発展させることに関する特別指令
- (c) 暴力の被害を受けた女性への支援と社会復帰のための特別の援助
- (d) 司法および警察の担当者の訓練
- (e) 教育カリキュラムの改革
- (f) 研究の促進
- (g) 女性への暴力の問題を国際人権機構にすべて報告すること

またこの宣言は国家の責務として、「男女の社会的、文化的行動パターンを修正し、いずれかの性が劣っていると優れているといった考えや男女のステレオタイプの役割に基づく偏見、慣習や慣行その他のやり方をなくすために、あらゆる適切な措置を講ずること」も含んだことは、ジェンダーに基づく暴力とのたたかいで画期的といえます。



#### 国際人権法

人権に関する条約や宣言、そしてそれを実施するための国際的・国内的制度や手続の体系のことをいいます。今日では集団殺害を禁止するジェノサイド条約、人種差別撤廃条約、女子差別撤廃条約、子どもの権利条約といった個別の人権を特に保障する国際的な条約が数多く作成されています。また地域レベルでも、ヨーロッパ人権規約、米州人権規約、パンジュール憲章（アフリカ）といったそれぞれに特色を持った人権保障体制が発展してきています。

## Q21

### 武力紛争下での「女性への暴力」が国際問題となったケースはありますか。

旧ユーゴスラビアにおける国際人道法違反を調査した専門家委員会は、裁判なしの処刑、拷問その他の国際人道法違反とりわけ強制収容所での違反行為を調査しましたが、とりわけレイプや性的暴行の申し立てに重点をおきました。

さらに、国連安全保障理事会決議に従って出された事務総長報告は、旧ユーゴスラビアについて、故意の殺人、拷問ないしレイプなどを、きわめて重大な非人道的行為にあたる人類に対する犯罪として言及し、以下のように述べています。「旧ユーゴスラビア領土内の紛争では、こうした非人道的行為が『民族浄化』、および広範かつ組織的なレイプその他強制売春をふくむ性的暴行の形態を取っている」

1993年春、欧州委員会は、ボスニア・ヘルツェゴビナでは女性への大規模レイプ、性的暴行が命令によって組織的に行われ、セルビア勢力の重要な戦略となっているとみなすべきだと述べました。加えて、明らかに性的拷問を意図した強制収容所が作られ、武力紛争下での女性への暴力がエスカレートしていることを認識しました。

1994年3月、国連/米州機構のハイチ派遣団は、ハイチ女性に対するレイプの行使は容認できない人権侵害であると非難する新聞発表を行いました。レイプは明らかに政治的暴力とテロの不可欠の部分となし、武装市民部隊「アタッシュェ」、ハイチ向上・進歩戦線の、メンバー、ハイチ軍兵士などすべてが関わっていました。

最近では、ルワンダの内戦の特徴として虐殺、生存者狩り、学校や教会への襲撃、女性や少女のレイプ、誘拐、子どもへの暴力がいずれも直接の証言に基づいて記録されています。

「兵隊や民兵は家や病院や難民キャンプを襲撃して、ツチ族の女性を探し回った。5歳の女の子までレイプされた。ナイフで切りつけられた直後にレイプされた女性や少女もいるし、時には公衆の面前で集団レイプされた女性たちもいる。妾や二人目の『妻』にするため取られた

女性もいる。死を恐れて、生き延びるために服従した若い女性が多い」

人権団体やNGOはその他の戦時下の女性への暴力事件を包括的にまとめています。

- (a) 1971年のバングラデシュ内戦のおり、パキスタン兵士によるレイプの被害を受けた民間女性と少女の数は20万に上った。
- (b) ジャム・カシミールでは1992年だけで882人の女性がインドチアン部隊に集団レイプされた。カシミールの過激派も、武装闘争の手段としてレイプを利用している。
- (c) ペルーでは、過激派「輝ける道」と政府の反乱鎮圧部隊との紛争が続く中、治安部隊によるレイプが日常的に行われている。
- (d) ミャンマーでは1992年、政府軍がイスラム教のロヒンガ村で男たちを強制労働に狩り出した後、女性をレイプした。

(註) 国連人権委員会特別報告者女性に対する暴力-予備報告書 (E/CN.4/1995/42)

戦時下のレイプが初めて公に議論されたのは1992年、旧ユーゴ領土内で紛争当事者すべての党派がレイプや意図的妊娠などにより数千人の女性の人権を侵害したという報告が提出されて以来です。

同じく1993年8月、日本政府は、「慰安婦」関係の政府調査結果の発表の中で、「当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である。政府は、この機会に、改めて、その出身地のいかに問わず、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を追われたすべての方々に対し心からお詫びと反省のきもちを申し上げます」と謝罪しました。

戦時下でなくても、軍事基地の周辺で性暴力が頻発していることも見過ごしにはできません。沖縄で起きた米兵による少女暴行事件は、日本社会に大きな衝撃を与えました。殺戮に遭遇し日常的に死と直面する兵士たちは、しばしば性暴力をふるうことで恐怖をまぎらし、軍事行動中だけでなく平時にも暴力を行使するケースが多い結果ではないかと言われています。

## Q22

家庭内暴力はどこの国でも  
犯罪とみなされているのですか。

従来の法体系は、夫には「懲らしめる権利」があるとして家族内の暴力を是認している場合が多く見られました。裁判所の多くはこの権利を法廷で認めていたのです。加えて、合法的結婚の下でのレイプの多くは認知されませんでした。つまり、虐待される女性に社会は比較的無関心だったのです。「名誉」を守るために妻を殺した夫を簡単に無罪にする国もありました。

こうしたやり方は今日変わりつつあります。かなりの国が虐待の被害者を守り、加害者を処罰する重要性を認識するようになりました。

これに関して大きな問題のひとつとなったのは、妻に対する暴行を「犯罪」とするかどうかです。家庭内暴力は親密な絆で結ばれた人間の間の犯罪だという意識があり、親密な相手である妻への暴行を通常の犯罪として扱うかどうか、あるいはカウンセリングや調停に重きをおくべきかが、政策立案者にとってのジレンマとなっています。



### 法と慣習

法律や制度は、警察、検察、裁判などによって実際に運用・措置されます。それにより法律や制度も、文化、社会、慣習に影響され女性の地位や権利が、実際上損なわれたり制限される場合があります。しかし、最近は女性の地位向上により、家族法の見直し、警察や司法行政の改革が課題になっています。

## Q23

女性に対する暴力を取り締まる法律として、  
どのような法律がありますか。

欧米などでは、女性運動が大きな力となって、早い時機からDV防止法の制定が進んでいました。最初の法制化は、1976年のイギリスとされています。その後、法制化の動きはアメリカ、アジア各国にもおよんできました。

かつては、家庭内暴力は一般的な暴行犯罪のための法律、刑法によって扱われていました。しかし、家庭内暴力に関しては特別の法律が必要であり、「親密な間柄」の犯罪に関してとくに有効な救済や手続きをとるべきだという考えが強まりつつあります。

問題は、妻に暴力をふるう夫を起訴できるようにすることで、たとえ妻が圧力によって訴えを取り下げたいと思っても起訴が可能になるようにすることです。そのため、警察と検察に対し、女性が訴訟を望まないという意志を示した場合でも、訴訟を進めるよう指示している国もあります。

ほとんどの裁判所には、暴力を下級判事ないし裁判官に訴えることができ、暴力をふるう側に平和を守り、行いを正すよう「強制」できる手続きがあります。立証の基準は犯罪の訴訟手続きよりも簡単で、女性が妥当な救済を得られる道が開かれています。暴力の被害者となった女性は、保護命令や接近禁止命令など民法の救済策も使うことができます。

セクシュアルハラスメントが暴力行為ないし猥褻という形を取れば、犯罪とみなされ、女性は警察に訴えることが出来ます。さらに、加害者を起訴することもできます。職場でのセクシュアルハラスメントに対しては、犯罪とは無関係の民事による法的救済の道も選択できます。しかし、出稼ぎ女性の人権を守る法的措置は決して充分ではありません。彼女たちの職場での人権侵害についても、国内の労働法が適用されない場合が多く見られます。

## Q24

日本ではどのような法律が適用されますか。

既存の刑法と民法に加えて、最近、家庭内暴力、DV防止のための新たな法律が制定されました。児童虐待防止法（2000年）に加えて、2001年10月には「配偶者の暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（いわゆるDV防止法）が施行されました（配偶者暴力相談支援センターについては2002年4月施行）。その他にもストーカー行為等の規制等に関する法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律などが適用されます。

セクシュアルハラスメントに関しては、男女雇用機会均等法（1986年）が1999年に改正され、事業主にセクシャルハラスメント防止の配慮義務が課せられました。



### DV防止法概要

#### 法律の対象

男女を問わず配偶者（事実婚も含む）が対象。離婚以前から暴力を受けていた場合も対象になる。外国籍市民も対象になる。ただし同棲関係、恋人関係、同性愛者のカップルは法律の対象外。（第1条第1～2項）

#### 暴力とは

主に「身体的暴力（殴る・蹴る）」、「精神的暴力（中傷、脅迫）」がある。このうち後者は、刑法上の傷害罪に相当するような「PTSD = 心的外傷後ストレス」に至る場合。（第1条第1項）

#### 配偶者暴力相談支援センターは何をするか

相談及び相談機関の紹介、医学的、心理学的、その他の指導、被害者及び同伴家族の一時保護、自立支援のための情報の提供・援助、保護命令制度についての情報の提供等、一時保護施設等（民間シェルター等）についての情報の提供等、またセンターは精神的暴力にも対応（第3条第2～3項）

#### 暴力の現場を見たら・・・

暴力の現場を発見した市民や、被害者を見つけた医療関係者は支援センターや警察官に届ける事が出来る（第6条第1～4項）

## Q25

暴力の被害者に対する支援、予防のためにどのような努力がなされていますか。

日本の場合、政府レベルのDVへの取り組みが欧米より遅れてスタートしたため、DVの実態調査から電話相談、カウンセリング、シェルター（緊急一時避難所）の開設・運営などといった活動は民間が先行し、行政の肩代わりをしてきました。しかし、民間のシェルターはDV防止法の成立時、全国で二十数カ所しかなく、受入数が少ない上、資金不足、人手不足に悩む場合も少なくありません。

DV防止法ができたことで、政府の取り組みもようやく始まり、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター、母子生活支援施設（旧母子寮）が暴力の被害者を受け入れています。全国の相談窓口としては、各地で活動をしている女性センターがいち早く相談をはじめ、女性の人権ホットライン、福祉事務所、保健所、婦人相談所、犯罪被害者相談室、警察の性犯罪110番などが相談に携わるようになりました。法的手続きに関する無料相談、裁判への付き添いなども行われています。

「夫婦喧嘩には介入しない」など民事不介入という原則の下で暗黙のうちに容認されてきたDVですが、DV防止法の施行に伴い、少しずつ社会全体に意識の変化が見られるようになりました。日常的に妻に暴力をふるっていた夫に対し、裁判で実刑判決が出たケースもあります。「DVは犯罪」という意識が社会に浸透することが、DVの防止につながります。同時に教育を通して男女平等の規範を子どものころから学ぶことに加え、隣近所で暴力を容認しない、一緒に予防するとの認識を広めることが求められています。

国際的には、武力紛争下での被害者、社会的慣行や宗教に名を借りた暴力の被害者に対しては、なによりも国際社会が声をあげ、女性の人権を守るという立場から当事国の政府に強くアピールしていく必要があります。